

第48回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 平成26年6月9日(月) 午後1時30分から午後4時00分まで

(2) 場所 県庁本庁舎2階 第二特別委員会室

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長) 安齋勇雄 影山道幸 菅野晴隆 齋藤玲子 芳賀一英 藤田一巳

イ 県側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹

土木部長 土木部次長 技術管理課長 建設産業室長 建設産業室主幹

農林水産部参事兼農林総務課長 農林技術課長

入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長 警察本部会計課主幹兼次席

施設管理課主幹兼副課長

いわき農林事務所農村整備部長 いわき農林事務所農村整備課長

県中建設事務所主幹兼建築住宅部長 県中建設事務所主任電気技師

相双建設事務所主幹兼復旧・復興部長 相双建設事務所河川海岸課長

小名浜港湾建設事務所次長

いわき地方振興局出納室副室長兼出納課長

(4) 次第

1 開会

2 挨拶

3 報告

浜通り地方の復旧・復興加速化の事業概要について

4 議事

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(平成25年度分)

イ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(平成26年2月～4月分)

ウ 総合評価方式の実施状況について

エ 平成26年2月豪雪対応への総合評価方式における加点評価について

オ 平成27・28年度建設工事等入札参加資格審査について

(2) 審議事項

抽出案件について

(3) 各委員の意見交換

(4) その他

5 開会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

(開会)

定刻となりましたので、ただいまから「第48回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。
なお、本日の会議は、軽装での開催といたしております。

県におきましては、省エネルギーによる地球温暖化防止に寄与することを目的として、軽装に取り組んでいるところでございます。

御出席の皆様におかれましても、軽装の御理解と御協力をお願いいたします。

はじめに、鈴木総務部長からご挨拶を申し上げます。

【鈴木総務部長】

総務部長の鈴木でございます。

第48回福島県入札制度等監視委員会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃より当委員会の運営につきましてご協力いただき、また、本日は大変お忙しい中御出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、県におきましては、東日本大震災からの復興工事が本格化する中、平成26年度から、入札参加条件等の見直しや若手技術者を育成するために総合評価方式の評価基準の見直しを行うなど、着実な工事の推進に努めているところであります。

震災から3年という節目となる本年を、「新生ふくしま胎動の年」と位置付け、新しい福島県の姿を具現化し、県民の皆様にご実感していただけるよう全庁一丸となって復興・再生の加速化に取り組んでいるところであります。

入札制度につきましては、透明性、競争性、公正性、品質の確保に十分留意した制度の構築に向けて、条件付一般競争入札を柱とする制度を導入し、その運用状況について分析を重ね、様々な御意見をお伺いしながら、改革を進めてまいりました。

この間、当委員会には、入札執行状況の分析や個別の入札案件の調査審議と、その結果を踏まえた制度の見直しに関する審議などをお願いしてまいりました。

大震災以降は、復旧・復興工事の急増に伴い、入札不調が多発するなど状況が変化したことを踏まえ、入札制度改革の理念に不調対策を加えた視点からの調査審議もいただいているところでございます。

今後とも、引き続き入札結果等に関する御審議をいただきながら、入札及び契約の適正化に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、それぞれの専門的なお立場、そして県民の視点から忌憚のない御意見・御助言を賜りますよう心からお願い申し上げます、年度初めのあいさつといたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

続きまして、松本土木部長から「浜通り地方の復旧・復興加速化の事業概要について」、ご報告いたします。

【松本土木部長】

(資料「ふくしまの未来を拓く県土づくりプラン(概要版)」、「浜通り地方の復旧・復興加速化～事業概要」により説明)

【入札監理課主幹兼副課長】

総務部長、土木部長につきましては、所用によりここで退席させていただきますので、ご了承願います。

続きまして、4月1日付け人事異動の伴う新たな事務局職員を紹介いたします。

総務部政策監徳永勝男でございます。

私、入札監理課主幹兼副課長の太野隆一でございます。

以上ですので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事につきまして、伊藤委員長、よろしくお願い致します。

【伊藤委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。

本日は、報告事項5件、審議事項が1件ございます。公開で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

(異議なし)

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

はじめに、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について（平成25年度分）」です。

事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料1」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。では次に進みます。

報告事項イ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（平成26年2月～4月分）」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長、施設管理課主幹兼副課長】

(「資料2」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、次に、報告事項ウ「総合評価方式の実施状況について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料3」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは次にまいります。

報告事項エ「平成26年2月豪雪対応への総合評価方式における加点評価について」です。事務局の説明をお願いします。

【入札監理課長】

(「資料4」により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

感謝状をあげる際の、何か基準みたいなものは建設事務所ごと全部共通しているわけですか。

【入札監理課長】

はい。共通した基準に基づいて贈呈をさせていただいているところでございます。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

ございませんでしたら次に進みます。

報告事項オ「平成27・28年度建設工事等入札参加資格審査について」です。事務局から説明をお願いします。

【入札監理課長】

（「資料5」により説明）

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【芳賀委員】

お尋ねします。

まず、資格審査における社会保険加入要件等についてですけれども、やはり国、国交省直轄工事においては元請とそれから一定規模以上の工事の一時下請業者ということになっているわけですが、県におかれては、下請の問題についてはどのようにお考えになっているのか。これから読むとそこまでは入っていないように推定されるのですが、その辺のところについてまず1点。

それから2点目としまして、主観的事項の評価項目、これはまさに主観的に福島県独自の考え方に立つわけですが、その場合のいわゆる、今、建設産業というのが元下関係、特に元請が技術者が足りないのを下請の方でそれを補完するような形で技術者がなかなかいないとか技能者がいないという問題があるかと思うのですが、そういったことについて評価というのはどのようにお考えになっているのか。オープンブック方式などは具体的に元下関係の中で出てくると思うのですが、とりあえず元請をという考え方なんでしょうか。その辺をちょっと教えていただければと思います。

以上です。

【入札監理課長】

2点ほどご質問いただきました。

まず1点目の、いわゆる一次下請業者以下への対応でございます。

国の方におきましては、先ほどもご説明しましたとおり、8月1日から工事金額が一定規模以上ということで具体的には3000万円以上、建築一式工事の場合は4500万円以上の工事におきまして、社会保険未加入業者を一次下請業者から排除することとしております。

本県におきましては、今回ご説明させていただきましたのは、あくまで工事にかかる有資格業者の名簿登録の資格審査申請における加入要件でございますので、下請業者まで直接適用されるものではないでございます。

8月からの国の対応状況を見定めながら、下請については社会保険加入の今後の促進策について検討していきたいということでございます。単純に国と県を比較した場合には、どうしても工事の発注規模、金額等も異なるものですから、国の状況を見定めてから下請の社会保険加入対策の促進について検討してまいりたい。我々としても課題として受け止めているところでございます。

それから2点目の、主観的事項の評価項目の新設における、新卒者採用の評価でございます。

確かにご指摘いただきましたとおり、特に建築業等におきましては、元請が自社で技術者を確保するのではなくて、下請が雇用している専門的技術者を活用するという視点で対応されている実態が大半であるという風にお聞きしておりますが、基本的にこの主観的事項自体が、有資格業者の格付けの際に反映されるものでありまして、元請と下請の協力関係に着目して協力企業に属する下請業者の技術者を、どの程度資格審査の際に元請の評価として対応できるかという部分は、事務的な対応についても課題がありますので、今後の課題として我々としては受け止めさせていただきたいと考えているところです。

ちなみに、他の都道府県のいわゆる主観的事項の実施状況を見た限りにおきましても、47都道府県の中で新卒者の採用を主観的事項の評価項目として設定しておりますのが、14県でございます。

その中におきまして、先ほどご指摘いただいたような下請業者の技術者等について新卒者の採用の項目で評価しているような県は残念ながら、我々が確認した限りでは現時点ではありませんので、今後の検討課題ということで位置付けさせていただきたいと考えております。

【芳賀委員】

元請はそれでいいと思うのですけれども、下請の場合、特に今技能労働者、技術者不足と、高齢化が著しいわけですね。そうすると、いわゆる若年者確保というところに一生懸命になっていくような条件作りというのにも必要だと、私は思うわけです。ですからその辺につきまして、今後とも十分、配慮方よろしくお願ひしたいなと思います。以上です。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

【菅野委員】

教えていただきたいのですが、主観的事項の新卒者の採用の場合に、常用雇用であるか否かを判定する基準というか、それはどうするのかということと、あと新卒者で常用雇用じゃなく雇用して、その基準日においては無期に切り替わっているというような場合はどのようになるのかというのを教えていただきたい。

【入札監理課長】

まず1点目の常用雇用であるかどうかの判断につきましては、資格審査の際に相手方から提出を求める書類がございます。それが事務的には雇用した職員の社会保険等への加入状況等を確認できる書類でありますとか、一定の書類の提出を求めて、審査基準日において常用雇用であることを確認したいと考えてございます。

2点目の新卒採用時においては、有期雇用であった方が審査基準日において常用雇用になり替わったという場合においては、まさにこの主観的事項の評価項目の要件としましては、審査基準日において、常用雇用であるという要件を求めているわけですので、その時点において常用雇用になり替わっていれば評価の対象となるということでございます。

【菅野委員】

その場合の判断基準というのと同じようなものなのですか。ちょっと中身は分からないんですけど。

【入札監理課長】

その場合の判断基準も同じでございます。一定の雇用した職員に関する社会保険等への加入を証明できるような書類の、雇用保険であれば雇用保険被保険者資格等取得確認通知書等の写しでありまして、社会保険であれば日本年金機構の年金事務所発行の、そういった領収書等の関係書類の写しの提出を求めて確認をするという考えでございます。

【菅野委員】

確認できるんですかね、変わった場合。

【入札監理課長】

一応、他県さんでもそういった書類の提示を求めて確認をして常用雇用であることを判断しているということでありますので、我々としては他県さんと同じような関係書類の提示を求めることによって確認は可能ではないかと考えているところであります。

【伊藤委員長】

他いかがでしょうか。

【齋藤委員】

資料4の、平成26年2月豪雪対応への福島県総合評価方式における加点評価についてなんですが、先ほどの御説明では、感謝状を受けた会社、協同組合は179社あるということで、その基準というのは決まっていたということなのですから、これはこの豪雪後に基準というものを決められたのか、あるいはもっと前から何かそういうようなものが決まっていたのか、あと基準というのは具体的にどんなものなのかを教えてくださいたいと思います。

【建設産業室長】

今年の2月の豪雪というものを最初から予想していたものではございませんで、史上まれにみる豪雪だということで、その時に協力していただきました会社、中通りと浜通りで体制が十分に取れていない会社で対応してもらったところ全部を表彰したということでございまして、あらかじめこういったものを想定して基準を作っていたというものではございません。

対応してもらったところ全てを表彰したということでございます。

【齋藤委員】

ということは、別に具体的なそういう基準というものを文言的に決められていたとか、そういうことではないわけですね。

【建設産業室長】

はい。あらかじめ表彰基準というようなものは、その時はございませんでした。

【齋藤委員】

では、その時に実施していただいた会社、あるいは協同組合には全部感謝状を差し上げて、加点評価をすることになったというような理解でよろしいですか。

【建設産業室長】

はい。おっしゃる通りでございます。

【伊藤委員長】

ただ、感謝状を渡すときは、細かい基準でないにしても特別な何か貢献があったとかそういう一般的な文言は事前に当然あるわけですよね。その辺は誰かがご存じないですか。その一般的な文言に、今回の2月の豪雪の協力が該当するからということではないですか。

【技術管理課長】

これまで、いわゆる豪雪に対して県として感謝状というのは、事例的には記録はないです。

今回は先ほど入札監理課長から御説明ありましたが、白河では記録を更新するような雪だったということ、あと、中通り浜通りを繋ぐ道路が通行止めになって、それに対する対応ということで、これまでになかった対応だったということでの中通り、浜通り及びそれを結ぶ阿武隈山地の高地の除雪だったということで、中と浜通りでこれまでになかったような体制で除雪に当たっていただいたということに対して感謝状をお送りしたということでございまして、プラス、会津の方から応援に来ていただいた会社もあるのですが、そこも地理的な条件とかもよく分からない中で対応していただいたということで、会津の方から中、浜に応援に来ていただいた会社も含めた形で感謝状をお送りしたものでございます。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。それでは、次に審議事項に移ります。

抽出案件ですがテーマは、「福島県版復興J・V制度を適用した案件」です。

抽出案件の審議に入る前に、福島県版復興J・V制度と拡充の経緯について、事務局の説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(「資料6-1」により説明)

【伊藤委員長】

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いします。

齋藤委員、新城委員の順番で説明をお願いします。

なお、新城委員の抽出案件については欠席のため、事務局よりお願いします。

【齋藤委員】

抽出案件を申し上げる前に、私自身よく理解できなかったことがあったので、もう一度お伺いしたいと思ったのですが、4月に福島県版復興ジョイントベンチャー制度を活用した工事等一覧というものを送っていただきました。その中から抽出させていただいたわけですが、ジョイントベンチャーですから、複数の企業がジョイントしているということだと思いましたが、そのリストが整理番号の1から5までにはジョイントベンチャーというよりは1社のように見えたのですが、1社だけでジョイントベンチャーというのかなと思って、何か特別なわけがあるのかと思ってそれを抽出しようと思いましたが、私が思ったほどの特別な理由ではなかったようなのですが、ちょっと理解不足ですので、そこのところをもう一度御説明いただきたいということです。

前置きが長くなりました。それでは、私が選ばせていただきましたのは、整理番号の5番と、同じく13番と、それから6番です。優先順位の上から言っております。

5番は何故選んだかといいますと、この工事の名称が「漁港災害復旧(再復)工事(防潮堤)」なんです。リストの中では防潮堤というのはただ1つでした。ですから、抽出理由としては、防潮堤であること、価格が大きいこと、随意契約であること。この3つが理由です。

それから整理番号の13、2番目ですけれども、「公共災害復旧(再復)工事(海岸)」なんです。理由といたしましては、入札参加者数が多いこと、価格が大きいこと、それから随意契約であることです。

整理番号の6番ですが、これは「復興公営住宅整備工事(建築・日和田外)」となっておりますが、これを抽出した理由といたしましては、他のところがほとんど土木工事が多いのですが、これだけが建築工事であったこと、そして県中であったということ、以上です。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、新城委員御欠席でございますので、新城委員の抽出案件について御説明をいたします。

新城委員につきましては、資料6につきまして、案件番号1番、2番、3番、5番の4件を抽出されました。抽出の優先順位としましては、1、3、5、2の順番で付けられてございます。

1番と3番の抽出理由でございますが、再入札の案件であることを理由にさせていただきます。

案件番号2番と5番の2件につきましては、入札参加者が多数であることを抽出の理由としておられます。以上でございます。

【伊藤委員長】

先に、先ほどの齋藤委員の質問に対してお願いします。

【入札監理課長】

先ほど齋藤委員の方から御質問いただいた点についてお答えさせていただきます。お手元の資料6の2ページと3ページをお開きください。

今回、福島県版復興JV制度を活用した工事等につきまして、今年の4月から今年の1月までのこの制度を活用した工事の中から本日5件抽出いただいているところですが、その整理番号の1番から4番についてはそもそも入札参加者の中にJVが含まれていないのではないかと、まさに御指摘のとおり

りJVによる参加はございませんでした。ただ、この1番から4番の工事案件につきましても、復興JVの参加が排除されているわけではなくて、単体企業でもよろしいですし、復興JVでも参加できる、いわゆる混合入札としての工事ということで行ったものですから、復興JV制度を活用した工事等一覧には当たるということで抽出のリストの中に含まれているものです。ただ、結果的に参加者としてのJVがなかったということでございます。

【伊藤委員長】

それでは、案件番号1、小名浜港湾建設事務所の案件について説明してください。

【小名浜港湾建設事務所】

(資料6 P4～P10により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

【齋藤委員】

防潮堤と書いてあるのはこの1つだけで、その前に「漁港災害復旧(再復)工事」と書いてあるんですね。(防潮堤)となっているわけなんですけど、その他にも「漁港災害復旧(再復)工事」、こちらは(海岸堤防)というのがあるんですけども、この2つはどのように違うわけですか。つまり防潮堤と、海岸堤防というのはどのように違うのかを教えてくださいませんか。

【小名浜港湾建設事務所】

御説明申し上げます。

防潮堤と海岸堤防という部分でございますが、基本的には海岸線に設置してあるものにつきましては、海岸堤防、もしくは防潮堤と、どちらも使用する言葉でございます。

ただ、今回こちらの案件につきまして、防潮堤という表現を使った理由につきましては、現在施設がございますが、その施設を防潮堤ということで管理をしておるものですから、基本的に防潮堤ということで使わせていただきました。ただ、機能的には防潮堤も海岸堤防も一緒というものでございます。

【伊藤委員長】

もう1つ、整理番号21番ですと防波堤というのもありますよね。防潮堤と防波堤と海岸堤防と基本的には同じ機能を果たすものということですか。

【小名浜港湾建設事務所】

防波堤でございますが、こちらにつきましては港を守るために、港の中の静穏度という言葉を使いますが、港を守るために沖側に堤防を作ります。これを防波堤ということで使っております。

ただ、海岸堤防、さらには防潮堤というのは海岸線に沿った形で整備をする、復旧をするもので使用しております。以上です。

【伊藤委員長】

図示か何かしてもらわないとなかなか分からない話だと思うのですが。

他はいかがでしょうか。

【安齋委員】

2、3質問いたします。

1つは、堀江と奥村組ですけれどもどちらが主契約者なのかな。

それから2つ目、緊急性が高いというのですが、災害が起きたのは23年の3月ですよね。仮契約が25年の9月5日、本契約が10月9日。2年半も経っていますよね。それでも緊急性が高いというのでしょうか。

それからもう1つ、これは2回目の入札で決まったのですよね。1回目が95.44%ですね、2回目が94.99%ということは、最低制限価格か何かのところで引かかったということでしょうか。

それから次の質問が、消費税の件なのですが、請負ですと9月までに契約したものは5%、10月以降に契約したものは8%になりますが、これ本契約は10月9日ですけれども、仮契約が9月だから経過措置を使って5%にしたということでしょうか。この辺の答えをお願いします。

【小名浜港湾建設事務所】

まず緊急性が高いというご質問からお答えします。

23年の3月に地震、津波等により海岸線が被災を受けました。それから各管理者、これは国も含めてでございますが、災害に強い堤防のあるべき姿というものを検討してございまして、それで海岸の堤防高、さらには構造について検討を進めてきた結果が出まして、それに基づいて現地の測量、さらには設計というものを進めてきた結果、昨年の25年の9月に仮契約になったという状況でございまして、事務の設計関係のところで時間を要してしまいましたが、現地は非常に危険な状態でございますので、緊急性が高いということで判断をしております。

【安齋委員】

緊急性が高いから随契にしたいということですね。しかも工事期間が非常に長いのですよね。完成が28年3月25日ですよね。単純に言えば契約してから2年半、そうすると緊急性が高いから随意契約にしたいというのと、工事期間が長いし、災害から色々事務手続きが長くなったんでしょうけれども、通常の競争入札を取れない理由は特に何かあるのですか。

別に随契が悪いと言っているわけではないですよ。

【建設産業室長】

緊急を要するものということで、24年度に土木部で整理をございまして、東日本大震災で甚大な被害があったわけでございますが、本来持つべき機能を失った状態で現在県民の生活に支障が来ていて、生命身体財産に大きな影響があるということで1日も早い復旧が望まれているという状況でございまして、そういったもので緊急を要するものというようなことで整理をございまして、

なお、工期につきましては、実質的に他の調整すべき工事とかそういったものがございまして、かかってしまうものはかかるわけなんですけど、緊急を要するものということで先ほど御説明した内容を整理しているということでございます。

【安齋委員】

単独随契にした理由は何かある。

【建設産業室長】

単独随契はしてございませんで、あくまでも公募型随契でやっております。

【安齋委員】

それで、応じたのが1者だけだったんだ。

【小名浜港湾建設事務所】

結果的に1者しか応じないような場合もあったというようなことでございます。

【安齋委員】

これがその例。

【建設産業室長】

そういうことになります。

【入札監理課長】

消費税につきましては、こちらの金額が5億円を超える案件であったことから、議会の議決を要するというので、本契約、仮契約という手続的なそういった流れで対応しておりますが、消費税法のQ&Aの中にも、仮契約日の締結をもってそれが9月30日以前であれば、経過措置の適用対象になるということなので、今回仮契約日が9月中だったために5%の旧税率での対応となったということでございます。

【小名浜港湾建設事務所】

再入札の件でございますが、資料10ページでございますが、一番当初の入札でございますと、それに消費税がかかるということで予定価格を超過ということで改めて入札をやったということでございます。

それから、冒頭のJVの構成員の主な業者はということですが、堀江工業が出資比率55%になってございます。以上です。

【安齋委員】

予定価格は消費税入っているの。

【入札監理課長】

お手元の資料の予定価格の金額は、消費税込の金額でございます。

【安齋委員】

これ全部統一しているんだね？他の案件も全部そうね？

【入札監理課長】

はい。

【伊藤委員長】

よろしいでしょうか。それでは次にまいります。

案件番号2、相双建設事務所の案件について説明してください。

【相双建設事務所】

(資料6 P11~P17により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

先ほど安齋委員から説明がありました要するに、事務手続き等あるいはすぐに工事にかかれないうような状況というのがたぶんあると思うのですけれども、2年以上かかっているということですね。それで、緊急性があるということ自体はたぶんその通りなのですが、緊急性があると言いながら2年以上かかってしまって、工事も2年、3年かかると、こういうような状況で、果たしてそれは随意契約をする条件に値するかどうかと、こういうことだと思うのですけれども、発注から契約までの期間はいわゆる競争入札と比べれば随意契約の方が短くなるということだと思うんです。

まずそこをちょっと説明お願いしたいんですけれども、一般的な競争入札と比べて公募型随意契約の場合発注から契約、あるいはその前の準備期間もあるかもしれないけれども、その辺の期間はどのくらい短縮されるのですか。

【入札監理課長】

一般的に発注から落札者決定までの標準的な日数で申し上げますと、随意契約ですと発注機関が直接見積もり相手方を選定して、見積もり相手方に見積書の提出を依頼するという流れになりますので、発注から落札者決定までという意味で申し上げますと、大体3週間弱くらいで契約まで至っているかと思えます。

それに対しまして、条件付き一般競争入札ですと、いわゆる土木部や農林水産部発注の工事につきましては、出納の方で入札手続きを所管しておりますので、入札工事の内申、いわゆる入札手続きを行ってくださいという意味での発注機関から、出納に対する公告等の依頼、入札の工事の内申等を行ったうえで公告、さらには業者の方から入札書の提出という流れになりますので、発注から契約締結までということであれば、1番早い条件付き一般競争入札の価格競争であっても1ヶ月以上はかかると思えます。

逆に言いますと、例えば価格競争ではなくて総合評価方式等によりますと、技術提案の審査等にもかかってしまい、さらにプラス1、2週間かかるということなので、場合によっては総合評価ですと1ヶ月半以上、発注から落札者決定までかかるということで、極端な話、随意契約であれば発注から決定まで半分くらい短縮できるというようなイメージかと思えます。

【伊藤委員長】

何か災害があつてすぐにやらなきゃならないという状況だったら、例えば2ヶ月かかるものが3週間で済みますよ、緊急性のためにとというのはよく分かるのですが、災害から2年以上経っていて、さらに工事完了までまた2年、3年かかるとこういう状況の下で数週間、半月とか1ヶ月ぐらい契約に至るまでの事務手続きが短くなるということが、どれだけの意味を持っているのかということですよ。

ただ、短くて済むということはあるのですけれども、もう1つは公募型随意契約にすることによって、公平公正性がどれだけ担保できるか否か、つまり、言ってみればバーターの問題ですよ。

いわゆる条件付き一般競争入札とほぼ変わらない程度の公平公正性が担保できれば、それは半月でも1ヶ月でも短くなるのはそれはそれで良いかもしれないのですけれども、そうでなく失うものがそれなりにあるにも関わらず、短くなる時間が数週間ということだったら公共事業の公平公正性という観点からどうなのかなという気はします。

それで、随意契約理由書というのがあつて先ほども読んでいただきましたけれども、例えば12ページの随意契約の理由というところに、当該箇所は云々というのがあつて、これは要するにもうこういうものを随意契約しても良いというための文言をあらかじめ作ってあるわけですよ。これに該当すれば、本当の意味で緊急性があるがなかろうが、全部随意契約になってしまうというこういう仕組みに今なっていますよね。

つまり、震災の発生から工事完了まで5年も6年もかかるような状況であったとしても、この文言、文章に該当するような工事ならば随意契約に該当してしまうと、こういう仕組みになっているわけですよけれども、その辺がもうひとつしっくりしない感じがするのですけれども。

その辺につきましてどなたか御説明をしていただけませんか。

【建設産業室長】

緊急性という考え方については、先ほど説明させていただきましたが、やはり管理している立場の者からすると、それが壊れている状態で、心配されている方がいらっしゃる状況になっておりますので、1日も早く着手したいということでございます。

一方で、随意契約ということで、業者選定型ではなかなか透明性とかそういうところが担保しにくいということで、公募型の随意契約というような形を作って、その中で透明性ということを保証しているというように理解しております。

【伊藤委員長】

どうも今の説明も納得できなくて。壊れてて住民が心配なら、もっと早く工事ができるように事務手続きをするべきであって、2年も2年半も経ってから押し取り刃で随意契約でというのはどうもしっくりしないんですけれども。

【菅野委員】

準備に時間がかかってしまったことのゆえに緊急性がなくなるってことはないような、私の私見としてはしますし、工期が長いからといって緊急性がなくなるということは、両方とも別な問題として早めなくてはならないという要請はあるとしても、その何日かにおいて何らかの事態が発生した時のことを考えると、緊急性がなくなるとはなかなか言い難いのかなと、私見ですけれども。そういう考え方も分からなくないと思うのですけれども。

【齋藤委員】

ちょっと本筋から離れるかもしれないのですが、この防潮堤ですね、あるいはあんまり変わらないのだというのであれば海岸堤防でもよろしいのですけれども、もちろん生命財産を守るために防災対策としてのそうした堤防が必要だというのは言われておりますけれども、もちろんそれは理解できることなんです、緊急性があるのも分かるんですが、今あちらこちらでこの賛否両論がありますよね。海から謝絶されたような高い長い防潮堤を建てるのが、そもそも海の国日本の色んなメリットを減ずるのではないかというようなことで、反対運動や場合によっては中止の署名運動もおきているというようなことを見聞きするんですけれども、福島の場合はどうなんでしょうかね。

何しろ東北3県だけで総延長が約370キロだと。防潮堤の形状は台形で、まるでコンクリートの山で海が見えないというようなことで、このままでいいのか防潮堤計画といったことがあちらからこちらからも、特に被害を受けた東北3県でそういった声があがっているわけなんです。そういうこともあって、この計画が例えばのびのびになっているとか、ちょっと逡巡している面があるということがあるのか。そういうような反対運動とか反対の声というのは、今回の福島県での防潮堤、あるいは海岸堤防を築造するうえでのプロセスとして、そうした声があがったりしていることはあるのでしょうか。

【伊藤委員長】

ちょっと質問を変えまして、要するに発注までに2年も2年半も時間がかかるということの理由をどなたか説明していただきたいのですけれども。

【相双建設事務所】

先ほど1つ前の案件でも説明があったかと思いますが、防潮堤を建設するには、高い防潮堤を作ることとなりますので、背後地によってさらに用地が必要となりますので、背後地の街づくり計画との整合性も必要がありまして、そういうことも時間はかかっております。

その辺を総合的に調整した後に、相双建設事務所の海岸につきましては、協議設計という形で災害を取っておりますので、その辺の調整結果を国交省と協議をして、この形、この設計が良いですよという了解を国交省と財務省にもらってから初めてこういう改良になりましたと発注できる形になりますので、この辺で時間がかかりました。以上です。

【入札監理課長】

発注までに期間をかなり費やしてしまっている1つの要因としまして、もう1つ本県の原子力災害という特殊事情もあるのですが、旧警戒区域等の見直しによりまして、従来、災害査定にすら入れなかった地域にもようやく査定に入れるようになったということで、一定のスパン、旧警戒区域等に指定されたことによって査定にすら入れなかった期間があるがゆえに緊急性が阻害されるということではないと思っておりますし、災害査定後発注準備が整い次第、速やかに災害復旧事業を行わなくてはならないということでの緊急性は依然として有していると我々は考えております。

ちなみに、この随意契約につきましては、平成19年の6月、入札制度改革を踏まえまして、公共工事に係る随意契約ガイドラインというものを本県では策定しております。この随意契約ガイドラインにおきましては、随意契約の要件としまして当然地方自治法に基づく制度ですので、地方自治法施行令の中で掲げている随意契約を行うことができる要件を踏まえまして、災害等緊急を要するもの、具体的には競争入札等の手続きを取ることによって契約時期を失い、目的を達することができなくなり、県民生活に支障をきたす、県民の生命、身体、財産その他の利益に大きな影響を及ぼす恐れがある、または経済的にも甚だしく不利益を被ることが明らかである場合においては災害等緊急を要するものの要件に該当するというガイドラインを定めておりまして、基本的に各発注機関におきましては、この公共工事に係る随意契約ガイドラインを踏まえて要件に当てはまるという判断の下、随意契約によっているというものでございます。

警戒区域等の見直しによりまして、避難されている県民の方々においては一刻も早く地元に戻りたいというような思いを踏まえて、生活基盤の回復等に緊急性をもって取り組んでいるというような状況でございます。

さらには、公募型随意契約というのも一定金額以上の工事につきましては、やはり競争入札と同様に透明性、競争性、公正性をより確保する、緊急性の他に透明性、競争性、公正性を確保する必要があるという判断の下に本県独自に随意契約の中に公募型という類型を創設しまして、平成23年12月から公募型随意契約というようなことで透明性、競争性、公正性、入札制度改革の視点の中の3つの観点を踏まえて独自の類型ということで公募型随意契約を創設して取り組むなどの色々工夫を行う中で、県民生活が速やかに復旧復興できるように我々としても全力を尽くしているような状況であるということだけは申し上げておきたいと思っております。以上です。

【伊藤委員長】

というお答えがございました。齋藤委員いかがでしょうか。

【齋藤委員】

そうしますと、この防潮堤あるいは海岸堤防の築造についての地域住民から、あるいはその周辺からの反対運動や、運動までいかなくても反対の声があがっているというようなことはないでしょうか。

【相双建設事務所】

当管内におきましてではございますが、海岸堤防の建設につきまして、反対や高さが高すぎるとかそういう話は私は全く聞いておりません。

【伊藤委員長】

それでは、次に進みます。

案件番号3、いわき農林事務所の案件について説明してください。

【いわき農林事務所】

(資料6 P18～P25により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。

ないようでしたら次に進みます。案件番号4、県中建設事務所の案件について説明してください。

【県中建設事務所】

(資料6 P26～P34により説明)

【伊藤委員長】

ただいま報告のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、次に、案件番号5、相双建設事務所の案件について説明してください。

【相双建設事務所】

(資料6 P35～P41により説明)

【伊藤委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、質問等があればお願いします。

質問がないようでしたら、抽出案件に関する意見交換に移りたいと思います。今まで5件の案件がございましたが、どなたか発言される方はいらっしゃいますか。

先ほどの件で追加で1つお伺いしたいのが、緊急性があるということ自体は分かるのですが、災害発生からもう2年も3年も経っているということ、そして工事がすぐに済むような問題ではないというようなこと、これを含めてこのまま公募型随意契約を続けるのか、あるいはそうではなくて一般競争入札でもいいのではないかと、そういう議論は県庁の中ではされていないのですか。

【入札監理課長】

一応庁内的には先ほど御説明しました随意契約のガイドラインを踏まえて、発注機関の方が随意契約の要件に当てはまるかどうかを判断して発注しているわけですが、我々としては緊急随意契約については、事後的に内部的な入札参加条件等審査委員会に報告を求めています。

事後的に入札参加条件等審査委員会に報告を求めるに際しましては、先ほど御説明しましたとおり随意契約によることとした緊急性の要件に当てはまると判断した理由、さらには緊急性があるにも関わらず契約がここに至ってしまった、いわゆる契約締結まで相当期間を要してしまった原因、理由の報告を求めてその内容を精査させていただいているという実情はございます。それを踏まえて、基本的には災害等緊急を要する工事についてはスピード感を持って、ほとんどは今浜通りの方に拠点が移動しており、特に相双地域の方でその必要性が未だ継続している、それは原子力災害による影響もあるというようなお話をしたところでございますが、その緊急性の要件を満たしているということと、契約までこれだけの期間を要してしまって、今、随意契約によることになった理由、原因を再度求める中でその適否というのでしょうか、内容、実態が正しいものであるかどうかということ、本庁とさらには各地方の入札参加条件等審査委員会の中で、庁内的に精査させていただいており、今後のあり方の部分については引き続き検証していきたいと考えてございます。

【伊藤委員長】

このままでいくと4年経っても5年経っても同じ理由で緊急だから随契ということになりかねないのかなという気がします。もうひとつは浜通り以外に復興公営住宅の問題もございます。

他いかがでしょうか。

【安齋委員】

今年度の1つの特徴として、消費税の問題がありますね。経過措置で本契約あるいは仮契約でやっていたら5%ですということだったのですが、それを踏まえて急いで契約しようという動きはあったのですか。土木としては、9月までに何とか契約まで持ち込んで、消費税を5%のままできようというような努力はしたのでしょうか。それとも通常のパターンでやっているわけですか。今までの発注を見ても、9月まで急いだという感じがあまり見受けられないものですからこういう質問をします。

【建設産業室長】

微妙なところで間に合わせるということがあったかもしれませんが、特に部全体をあげて間に合わせろという形でやったものはございません。発注ロットが非常に25年度大きかったということもございまして、微調整がきかなかったということもございます。

【伊藤委員長】

他にいかがでしょうか。

なければ次に「各委員の意見交換」に移ります。

どなたか発言する方はいらっしゃいますか。

それでは次に、「その他」に移ります。委員の皆様から、何かございますか。

(各委員)

(特になし)

事務局から何かございますか。

【建設産業室長】

先ほど2月豪雪の対応のところで、御説明しましたとおりでございますが、感謝状の文面が先ほどなかったのですが、届けさせましたので感謝状の中身をご紹介します。

「貴社は、平成26年2月に発生した観測史上稀にみる豪雪に対しこれまでの経験を生かし県民生活を守るため全社を挙げ全力で除雪作業にあたっていただきました。よってその功績に対しここに深い感謝の意を表します」という文面でございます。報告させていただきます。

【伊藤委員長】

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、次回の抽出案件の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

【伊藤委員長】

ただいま事務局から審議依頼のあった件について、御意見を申し上げます。

事務局案はありますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

事務局案を御提案申し上げます。次回の審議対象期間は、平成25年4月から平成26年3月まで、抽出テーマとしまして「入札参加者が多く平均落札率を下回る案件」、抽出委員につきましては五十音順に田崎委員、橘委員ではいかがでしょうか。

【伊藤委員長】

ただいまのご提案でいかがでしょうか。

それでは、次回の抽出案件の審議対象期間は平成25年4月から平成26年3月まで、抽出テーマは、「入札参加者が多く平均落札率を下回る案件」とします。

抽出委員は田崎委員と橘委員とさせていただきます。

事務局から他にございますか。

【入札監理課主幹兼副課長】

次回委員会等の日程調整のため、皆様のお手元に7月分、8月分、9月分の日程確認表を配付いたしました。

現在わかる範囲で結構です。御手数をおかけいたしますが、6月20日金曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【伊藤委員長】

日程調整について、来週末ぐらいまで提出願います。

他よろしいでしょうか。

本日の議事については、これで終了いたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

(閉会)

以上をもちまして、「第48回福島県入札制度等監視委員会」を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。